

BPO放送人権委員会決定について

1. 本日、BPO放送人権委員会より、番組「ニュース女子」沖縄基地問題の特集に関し、審理の結果、委員会の判断として、以下の委員会決定が通知されました。

【BPO放送人権委員会決定(概要)】

【勧告】委員会は、本放送に公共性、公益性は認められるが、申立人に対する名誉棄損の人権侵害が成立すると判断した。

放送で申立人への取材がなされていないことが明らかであるにもかかわらず、考査においてこれを問題としなかった点、および人種・民族・国民に関することを取り扱う際に必要な配慮を欠いた放送内容について、考査において問題としなかった点において、番組は放送倫理上の問題があると判断した。

TOKYO MXに対し、本決定を真摯に受け止めた上で、本決定の主旨を放送するとともに、人権に関する「放送倫理基本要綱」や「日本民間放送連盟放送基準」の規定を順守し、考査を含めた放送のあり方について局内で十分に検討し、再発防止に一層の努力を重ねるよう勧告する。

2. 上記BPO放送人権委員会決定に対する当社のコメントは以下の通りです。

本日、BPO放送人権委員会より、のりこえねっと共同代表の辛淑玉氏から申立てがあった2017年1月2日・9日放送の情報バラエティ番組「ニュース女子」の沖縄基地問題の特集について、審理の結果、本件放送に名誉棄損の人権侵害があり、放送倫理上の問題があるとの勧告を受けました。

当社は、この勧告を真摯に受け止め、現在進めている再発防止策を着実に実行して、信頼される放送の推進に努めて参ります。